公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６５号
北海道岩見沢市６条東９丁目４番地２　６条東団地206号室
債務者　前川　輝明
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第６６号
北海道岩見沢市６条東９丁目４番地２　６条東団地206号室
債務者　前川ひとみ（旧姓杉村）
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１７７号
北海道帯広市西13条南30丁目３番地３　三谷ハイツ１Ｆ101
債務者　高山利津子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３２３号
岩手県宮古市長根２丁目７番６－203号　古川荘、旧住所岩手県宮古市実田２丁目１番16号　実田仮設住宅４棟５号
債務者　早野まさ子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４０３号
岩手県岩手郡雫石町源大堂107番地
債務者　木村　弥生
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第９４４号
宮城県岩沼市早股字松原263番地の１
債務者　千葉　麻子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９２号
福島県河沼郡会津坂下町字舘ノ内甲2427番地27、前住所福島県河沼郡会津坂下町大字片門字大浦261番地
債務者　伊藤　邦男
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第１６３号
群馬県太田市台之郷町834番地　高橋ハイツ１Ｆ西号
債務者　森　　俊之
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３４７号
滋賀県甲賀市信楽町中野641番地115
債務者　小山　清子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８３号
大津市和邇今宿625番地の１　レオパレスポケットⅡ101号
債務者　奥西　　徹
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２７８号
京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町616番地　万帖敷コーポ204号室、前住所京都市左京区川端通仁王門下る孫橋町27番地　ドミトリィ御池　303号室
債務者　平井　康子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０３号
京都市伏見区醍醐東合場町13番地２　みゆき荘　202号
債務者　若林　拓三
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４５８号
兵庫県姫路市飾磨区栄町12番地
債務者　高角　伯勇
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５４８号
兵庫県姫路市四郷町見野1026番地
債務者　上野　誠治
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７５号
兵庫県小野市黒川町137番地の１　大開マンション207号
債務者　髙橋　　剛
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第８７９号
広島市東区戸坂くるめ木１丁目20番28号
債務者　津田　裕太
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
広島地方裁判所民事第４部